

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制(試行)）

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 別表1に定める地すべり防止区域において、次の業務を監督員が指示する時期に1回行うものとする。
 - （1）路面や構造物等の地すべりによる変状が現れやすいところを調査し、ひび割れ等を発見した時はその状況を監督員に報告するとともに、継続的に観察すること。
 - （2）地すべり防止施設（排水路、承水路、土留工等）が、損傷又は機能を発揮していない状態を発見した時は、その状況を監督員に報告すること。
 - （3）地すべり等防止法第十八条（行為の制限）の許可を得ず、深さ2m以上の掘削等を行っていることを発見した場合は、その内容と行為者の連絡先を聞き取り、監督員に報告すること。

- (4) 住民から家屋の狂い又は地割れ等地すべり現象の報告を聞いた場合は、その内容と連絡先を聞き取り監督員に報告すること。
- 2 監視の実施の都度、監視結果および写真等を取りまとめ、監視状況報告書（別紙1）により報告すること。
また、計画書に定める監視区域において、全ての監視を終了した後は、委託業務完了報告書を提出すること。
- 3 その他、定めなき事項については、監督員に協議のうえ決定すること。

別表 1

地すべり監視箇所一覧

事務所名	区域名	所在地(市町村)			監視回数
吉野川	丸山	吉野川市	美郷	丸山	1.0
	向坂	吉野川市	山川	向坂	1.0
	峯八	吉野川市	川島	学	1.0
	宗田	吉野川市	美郷	別枝山	1.0
	湯下	吉野川市	美郷	湯下	1.0
	向原	吉野川市	鴨島	山路	1.0
	青木	吉野川市	山川	青木	1.0
	小計			7 区域	7.0
	計			7 区域	7.0
三好	栗枝渡	三好市	東祖谷山	栗枝渡	1.0
	西山下	三好市	東祖谷山	西山	1.0
	祖谷林	三好市	東祖谷山	林	1.0
	桜	三好市	井川	桜	1.0
	香川原	三好市	山城	下川	1.0
	栗林	三好市	三野	太刀野	1.0
	若林	三好市	東祖谷山	若林	1.0
	大谷	三好市	山城	大谷	1.0
	馬場	三好市	池田	馬場	1.0
	洞草	三好市	池田	西山	1.0
	南谷	三好市	池田	漆川	1.0
	菅生上	三好市	東祖谷山	菅生	1.0
	松舟	三好市	井川	松舟	1.0
	小計			13 区域	13.0
	滝久保	東みよし町	三好	東山	1.0
	西町	東みよし町	三加茂	加茂	1.0
	木籾中	東みよし町	三加茂	木藤	1.0
	奥村	東みよし町	三加茂	中庄	1.0
	小計			4 区域	4.0
	計			17 区域	17.0
合計				24 区域	24.0

徳島県知事 殿

業 務 名
業 務 受 注 者
業 務 担 当 者

地 す べ り 監 視 状 況 報 告 書

- 1 監視日時 令和 年 月 日 (曜日)
- 2 監視区域名 市・郡 町・村 地区
- 3 地すべり防止区域近傍の雨量 (期間 R7. 4 ~ R8. 3)

項 目	観 測 日 時	観 測 所 名
時間最大雨量 (mm/hr)		
日最大雨量 (mm/day)		

4 監視内容

チェック項目	内容等
道路の路面や擁壁、石積等にヒビや狂いがないか。 前回より拡大していないか。	
地すべり防止施設（水路、土留工等）がこわれたり、機能を果たしていない所がないか。	
許可無く2m以上の土の切り盛りや大規模な工事をしていないか。	
その他 地すべりに影響を与えることがされていないか。 住民から地すべりの報告がないか。	
(備考)	

注) 1 地元住民から地すべり現象の通報があった場合、簡単な内容と連絡先を聞き、報告すること。

2 監視結果については、監視後1週間以内に報告すること。(緊急を要するものについては、直ちに電話等で連絡すること)

3 監視状況について、写真を添付すること。